

申請に対する処分

| | |
|------|--------------|
| 処分名 | 市立幼稚園の入園 |
| 根拠法令 | 奄美市立幼稚園規則第7条 |
| 所管課 | 教育委員会学校教育課 |

1 審査基準

入園の資格

ア 奄美市名瀬に位置する幼稚園に入園する場合は小学校の就学始期に達する前2年の幼児, 奄美市笠利町に位置する幼稚園に入園する場合は小学校の就学始期に達する前3年の幼児

イ 市内に住所を有する者の幼児

入園の方法

その保護者は入園願書(奄美市立幼稚園規則第7条2に規定)を提出する。

入園

ア 幼児の入園は, 毎年4月とする。

イ 園長は, 入園を希望する幼児について相当と認められた者について教育委員会の承認を得て入園者を決定し, 保護者にその旨通知する。(奄美市立幼稚園規則第8条に規定)

ウ 定員の範囲内で入園許可

2 標準処理時間

募集期間 10月上旬から3週間

健康診断 11月, 入園希望幼稚園にて健康診断を実施

決定通知 12月下旬